

会議記録（１）

会議名称	令和５年度第２回北本市地域包括支援センター運営協議会
開会及び 閉会日時	令和５年１１月１４日（火） 午後１時３０分～午後２時４０分
開催場所	北本市文化センター 第３研修室
議長氏名	矢澤 聡
出席 委員(者) 氏 名	矢澤 聡（桶川北本伊奈地区医師会） 畠山 克己（北本市民生委員・児童委員協議会） 根岸 光雅（北足立歯科医師会） 寛 友絵（居宅介護支援事業所） 金網 弘（北本市民） 宮崎 まゆみ（北本市民） 樋口 寛雄（北本市自治会連合会） 鈴木 寛二（北本市老人クラブ連合会） 松本 壮巨（成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部）
欠席委員 (者)氏名	
説明者の 職 氏 名	健康推進部高齢介護課高齢者福祉担当主査 石井淳 介護担当主事 芳崎美緒
事務局職 員職氏名	健康推進部 高齢介護課長 佐々木由美子 高齢者福祉担当 主幹 鈴木友恵 主査 石井淳 主任 山口直良 介護担当 主幹 山本理花 主事 芳崎美緒
会議 次第	1 開 会 2 議 題 （１）令和４年度北本市地域包括支援センターの事業評価について （２）令和６年度北本市地域包括支援センター運営方針(案)について 3 報 告 （１）地域密着型サービス事業者の指定について （２）その他 4 閉 会
配布資料	資料１ 令和４年度北本市地域包括支援センター運営状況（評価指標一覧） 資料２ 令和６年度北本市地域包括支援センター運営方針(案) 資料３ 地域密着型サービス事業者の指定について 資料４ 「北本市高齢者福祉計画２０２４・第９期介護保険事業計画(案)」に対するパブリックコメントの実施について 資料５ 令和５年度「９・２１世界アルツハイマーデー北本」開催報告 資料６ 地域包括支援センター東センターの移転について

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	1 開会 本日はお忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻の１時３０分になりましたので、会議を始めさせていただきます。 現在、委員９名のご出席をいただいております。 北本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第６条第２項に定足数として規定する過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。 それでは、ただいまより令和５年度第２回北本市地域包括支援センター運営協議会を開会させていただきます。なお、議長につきましては、地域包括支援センター運営協議会設置要綱第６条第１項の規定により、会長をお願いいたします。 なお、皆様御多忙であることから会議時間につきましては１時間程度、午後２時半までの終了を目途に会議の進行につきまして委員の皆様の御協力をお願いいたします。
会長	それでは、議事を進行させていただきますが、事務局から議事に先立って確認すべき事項などはございますか。
事務局	北本市では、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」により附属機関等の会議の公開、会議資料の閲覧については、会議に諮って決定することとしております。本会議は「北本市執行機関の附属機関の設置に関する条例」で定める会議に該当しておりませんが、同規則に準じて、この会議の公開及び資料の閲覧について皆様にお諮りし、決定したいと考えています。
会長	事務局からの提案について、委員の皆様にお諮りいたします。会議公開と資料の閲覧について御意見いかがでしょうか。
各委員	異議なし
会長	御意見がなければ、会議の公開と資料の閲覧を認めることとします。事務局は傍聴希望者への案内と議題の説明をお願いします。

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	２ 議題 本日、傍聴希望者はありません。議題（１）「地域密着型サービス事業所運営状況について」説明させていただきます。 ― 事務局より説明 ―
会長	それでは委員の皆様より御質問、御意見をお願いします。
金網委員	資料１（１）組織運営体制項目８の備考においてプランナーという言葉が出てくるが、プランナーとは、どのような仕事をするのか、また、地域包括支援センターにおいて、どのような立場の人がプランナーとなるのかを教えてください。
事務局	プランナーは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種以外が担い、主に介護予防ケアプランを担当します。３職種も介護予防ケアプランを取り扱いますが、あまり多くの介護予防ケアプランを持ってしまうと、認知症施策等の本来事業に専念できなくなってしまうため、その部分を補填する役割として、各地域包括支援センターに３職種とは別途でプランナーが配置されています。
金網委員	３職種とは、別枠ということですね。その体制で実際、充分対応はできているのですか。
事務局	本市の地域包括支援センターでは、３職種に介護予防ケアプランが偏ってしまっている傾向があります。現在、プランナーに少しずつプランを移す方向で調整しております。
会長	地域包括支援センターには３職種以外にプランナーという職種の方がいらっしゃるということですか。
事務局	地域包括支援センターで、３職種以外で要支援と総合事業対象者を担当してケアマネジメントを行っている方がいます。
副会長	民生委員と地域包括支援センターがスムーズに連携できていて、すごく良いことだと感じています。ただ、その方が介

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	護予防ケアプランを立てているというのは初めて聞きました。法的には問題はないのですか。 問題ありません。
副会長	確かに３職種の方は、忙しいと思います。対象者はもっと増えていくだろうし。
事務局	居宅介護支援事業所の委託は既に介護で逼迫している状況と聞いております。そういう状況で宙に浮いてしまう方がいるのは、避けるべき事態であるため、プランナーがその部分を補填しているという状況です。
会長	現場の感覚や地域包括支援センターとの連携の中で、基本的に要支援の方には、地域包括支援センターの介護支援専門員がついているという認識でいたのですが、現状はどうなっているのでしょうか。
寛委員	地域包括支援センターの中で、どなたがプランナーなのか把握できていないのですが。プランナーは何か資格を持っているのですか。
事務局	基本的には介護支援専門員の資格を持っている方です。専門性の高さが要求されるため、雇用の際に基礎資格を持っている方が採用されます。
会長	そうすると介護支援専門員の資格を所持しているという点で、資料２の「地域包括支援センター運営方針(案)」P.４の２、職員体制③に記載されている３職種の要件「主任介護支援専門員その他準ずる者」と区別がつかなくなるのではないですか。 これは主任ではないけれども、介護支援専門員が準ずる者として認められているということですね。
事務局	そうです。主任介護支援専門員が確保しづらい中で、厚生労働省が指定した経験年数等で区別しているところがあります。

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
会長	例えば、主任介護支援専門員ではなく介護支援専門員ではあるけれども、何年以上の経験がある人は、③の要件に該当するという認識ですか。また、プランナーについては、若干緩い枠の中で配置されるということですか。
事務局	３職種以外ではそういうことになりますが、内部でのスキルアップということで、介護支援専門員の方には、主任介護支援専門員を目指してもらう流れにはなっているかと思われます。３職種については、厚生労働省で定められた要件に沿って任用されています。
会長	覧委員から何かコメントは、ありますか。
覧委員	特にはないです。
副会長	勉強のために聞かせてほしいのですが、高齢者の数が増えてきて、３職種だけでは対応が難しい状況であると思います。 例えば、去年までは元気だったのだけど、今年体調不良でってというようなケースについては、我々民生委員は日常茶飯事で対応しています。 また、以前に比べると、介護認定にかかる時間が長くなっており、申請から認定が出るまで１～２か月もかかって、その間大丈夫かなと心配しています。ごみ捨ての問題であるとか、車のいわゆる移動の問題であるとか色々とも問題が出てくるとは思いますが、そのあたりのことについては、高齢介護課の管轄ではないのですか。
事務局	介護認定が下りるまで、通常は３０日程度となっておりますが、認定調査の件数が増加している関係で、認定までの期間が延びています。認定調査員の増員や勤務時間数を増やすことで、対応はしていますが、そもそも認定調査員自体が確保しづらいという状況です。
副会長	認定調査員は現状、何名体制ですか。
事務局	昨年度は５名体制でしたが、今年度は１名増員して、６名

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
副会長	体制となっております。 やはり、介護認定が下りるまでに時間がかかるという声が出ています。現場の声として、改善できるようであれば改善していただきたいと思いますので、努力していただけますようお願いします。
事務局	認定調査は、一部外部に委託しています。今後も件数が増えていくものと思いますので、来年度、更に体制を検討していきます。
副会長	増員なり、認定までの期間を短縮するなりをしていただければ、現場が大変喜ぶかと思います。
会長	応急処置的な対応として、明らかに状態が悪い人や緊急でサービスを入れなければならない人は、申請日に遡ってサービスを開始できますよね。
副会長	サービスの実態が申請日まで遡るということですね。
会長	認定は下りていないけれど、明らかに寝たきりであり、このままだと床ずれができてしまうので、介護ベッドを入れましょうとか、どう見ても要介護３以上となりそうだから、その範疇に収まるようなサービスを開始するとかといったことはあるかと思います。 要介護２となってしまった場合は、自費の部分は支払うことになってしまうかもしれませんが、どう考えても要介護３もしくは２が出ると思われる場合、それに準じてケアプランを組んで開始するというようなことはあると思われます。
副会長	その認定の窓口というのは、もちろん市がやるものなんですよね。地域包括支援センターにお願いしてもいいのですか。
会長	認定中に地域包括支援センターの介護支援専門員がやるのかあるいは委託するのかというところではありますが、明らかに要介護レベルであればケアマネジメントを開始するという

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
	こともあるかと思います。
副会長	介護支援専門員がつくのは、認定されたからつくんですね。
寛委員	いえ、見込みの方で、暫定でもつきます。もちろん地域包括支援センターにも相談していただいて、地域包括支援センターから申請をかけていただいてという前提ですが。ご本人の状態を見てという感じとなります。
副会長	いずれにしても、現場では、認定までの期間が長いという意見が出ていますので、よろしくお願いします。
会長	それでは、質問も一通り終わったかと思うので、次の議題について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議題（２）「令和６年度北本市地域包括支援センター運営方針(案)について」説明させていただきます。 — 事務局より説明 —
会長	御質問、御意見の前に補足なのですが、昨年度の議論の中で、必要な人員を確保するという趣旨が薄いのではないかと、ということで、原則として配置しますではなく、必要な人数を配置するような内容に改訂することになりましたが、それを踏まえた上での素案となるかと思います。 それでは、皆様、御質問や御意見をお願いします。
副会長	前回の資料の中であったかと思いますが、きたもと寿苑とどちらかの地域包括支援センターで３職種が欠けていたような気がするが、現状、すべての地域包括支援センターで欠員はないのでしょうか。
事務局	３職種は配置されています。ただ、準ずる者となっている地域包括支援センターは２か所あります。
副会長	どことどこの地域包括支援センターですか。

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	きたもと寿苑と西センターになります。両方とも保健師の代わりに看護師が配置されています。
副会長	目の前に対象者の方がいるわけですから、現場でやっている職員は本当に一生懸命やってくれていると思います。 ただ、準ずる者であれば、人件費はその分安く済むのも事実ですし、本来であれば準ずる者ではなく、３職種がきちんと配置されるべきだと思います。下手をすると３職種すべてが準ずる者になってしまう可能性もあり、これは国の方針とも異なるものだと思います。 運営側には、採用に当たり広告を出すとかそういう問題意識が必要だと思いますが、具体的にどのような活動をしているのでしょうか。
事務局	こちらで確認しているところでは、人材紹介会社に積極的に声をかけて、求人は、継続しているとのこと。ただ、保健師は確かに配置されるべきだと思いますが、現在、きたもと寿苑と西センターで準ずる者として勤務している看護師たちは、二人ともとても優秀な方です。特に寿苑の看護師については、医療機関で長年にわたり認知症の対応をされてきた方です。もちろん資格は大事ですが、相応の能力と技術がある方を現場に配置していただきたいと思っております。
副会長	否定しているわけではありませんし、人手不足であることもわかりますが、準ずる者でもよいとすると運営側が努力しない可能性があります。国の取り決めでもありますし、業務を委託している市として、運営側にその点についてどのような対応をとっているのでしょうか。
事務局	保健師の採用に関しては、求人を継続していくよう指導していきたいと思います。しかし、保健師の資格のみならず、個人の資質も重要かと思います。人材採用も含めて、運営側には適正な配置をするよう指導をしていきたいと思います。
副会長	市として運営側ときちんと連携をとって対応してもらいた

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
	いと思います。
事務局	人材確保については、４か所の地域包括支援センターすべてが苦勞しているところです。今年度、市は運営法人施設を訪問して状況確認を行っております。法的には３職種については準ずる者でもよいとなっていますが、地域包括ケアシステムを進めていく上で、正規の資格職を配置することで機能強化が求められていることも事実です。人材確保については、様々な課題があるようですので、引き続き調整をしていきたいと考えます。
副会長	市も委託者としての責任もあるんで、しっかり対応してもらいたい。
事務局	１名欠員となった時にその補充が困難であるということは聞いております。求人募集をかけても応募がないというのが現状と伺っています。
会長	今の議論の焦点は、行政が事業者にアプローチする際の窓口は、きちんと経営層にいつているのかということだと思うのですが、人材の確保に関する指導、確認については、具体的にどういった立場の方に行っているのですか。 経営主体である法人の理事であるとか、そういうレベルへのアプローチが必要なのではないかとというのが副会長の意見だと思います。
事務局	施設長や理事長に話しをしています。
鈴木委員	資料１は、令和３年と令和４年の仕様ですね。今年度は半期経過しているかと思いますが、３職種の配置は、同じ状況ですか。東センターと北本社協には、配置されていて、それ以外の地域包括支援センターでは配置されていないということで、変わりありませんか。
事務局	変わりありません。
金網委員	先ほどから職員体制についての話が続けておりますが、

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
会長	今、御指摘があったように正規の３職種が配置されているところと配置されていないところがあります。 ただ、募集をかけましたが、応募がありませんでしたでは、一向に改善はされないと思います。なぜ応募者がいないか理由を分析する必要があるかと思います。例えば業務が多くて大変だとか、給料が安いとか色々と理由があるかと思います。理事長と話しをしたとしても、彼らは数字しか見ていないから、現場の職員とも話しをして、状況を聞いた方がよいのではと思います。その方が深く掘り下げられるかと思います。 ありがとうございます。他に御質問、御意見ありますでしょうか。
根岸委員	介護保険の認定審査において２・３回に１回くらいは書類の審査段階で患者が亡くなっていました。申請が上がってきたらすぐに対応しなければいけないと感じました。 また、色々と人員の配置の話が出ていますが、来年か再来年には働き方改革が医療・福祉・介護に及んでくるかと思います。そうすると人員の確保は、更に難しくなってくるかと思いますので、今から具体的にどうするかを決めておく必要があるかと思います。 労働できる時間に制限がかかるとまわらなくなることもあるかと思います。現状は、皆さん各地域包括支援センターで、残業をして何とかまわしているのですが、それができなくなる可能性があります。そのあたりについては、どのように考えているのでしょうか。
事務局	金網委員のお話から派生する部分にもなるのですが、まず保健師が配置されている地域包括支援センターとされていない地域包括支援センターがあることについてお答えします。 保健師が配置されている東センターと北本社協は、社会福祉協議会の職員として配置されていますが、社会福祉協議会の職員の待遇は、公務員に準ずるところがありますので、その点に魅力を感じ、採用に至った経緯もあるかと思います。 御指摘のとおり地域包括支援センターの業務は、かなり過酷な状況です。実際、残業もかなり多いです。そういったこ

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
	とを保健師や看護師の方はよく御存じであり、大変な割に賃金が安いというようなイメージがあるため、採用に結びつかないということもあるかと思います。 また、働き方改革の問題等もありますので、職場の環境改善等を行い、そこから地域包括支援センターの業務に魅力を感じてもらえるよう、市としても地域包括支援センターと調整をしていきたいと思っています。
根岸委員	法律に従い、残業しないとなると、実際にはまわらないかと思うのですが。
事務局	高齢者は、増加する傾向にあり、ケースは減らない、人員を一気に増やすこともできないので、残業がなかなか減らない状況は出てくると思います。ですが、それを傍観しているわけにもいきませんので、何らかの対応策は検討しなければならないものと考えております。
副会長	市は委託をしているのだから、問題意識を強くもって計画的に進めていく必要があると思います。
会長	経営的な視点から考えると、まず、新しく保健師を雇用するとなるとコストもかかるし、現在、雇用している看護師を違う職場へ異動させなければならなくなります。 また、保健師が雇用されることにより人件費が上がる可能性があり、事業者にとってのインセンティブがありません。 何か効果的な指導ですとか、インセンティブを与えることが有効かと思っています。
副会長	残業が多いということは聞いていますし、市が計画的に進めないと現場が苦しむと思います。
会長	今いる看護師が新しい保健師が入った時にきちんと職場を確保するとか身分を保証するとか工夫をして、増員というかたちでうまく調整できたらよいかと思います。 他には、何か御意見、御質問はありますか。 — 質問・意見なし —

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
会長	特に質問等はないようですので、続けて報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、（１）「地域密着型サービス事業者の指定について」説明いたします。 — 事務局より説明 —
会長	それでは委員の皆様より御質問、御意見ををお願いします。
金網委員	資料３の P. ２の従業員の職種・員数の部分について、退職等で欠員が生じた場合は、サービスの質の低下が危惧されます。 当初の人員ではなくなってしまった場合の確認はどうしているのですか。事業報告等は受けているのですか。それとも申告がなければ、そのままとなるのですか。
事務局	人員が変更となる場合には、事業所から変更届を提出してもらうことになっています。変更届提出後、基準を満たしているかを改めて確認しています。また提出された書類を確認の上、事業所に連絡を取って状況確認を行います。
金網委員	トラブルが生じた場合、指定した市に責任があるかと思いますが、どのような対応をしますか。
事務局	利用者がいれば、事業所に対して必要な指導等を行います。
会長	ほかに質問はございませんか。特に質問等はないようですので、（２）「その他」について事務局から何かございますか。
事務局	— 事務局より説明 —
会長	それでは委員の皆様より御質問、御意見ををお願いします。

会議記録（３）

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	— 質問・意見なし — 特に質問等はないようですので、以上で議事を終了いたします。委員の皆様の御協力、ありがとうございました。